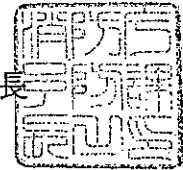




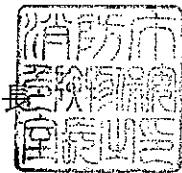
消防予第121号
消防危第87号
平成18年3月27日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長



消防庁危険物保安室長



ガス系消火剤のデータベース登録に関する消防機関の対応について

特定非営利活動法人消防環境ネットワーク（以下「消防環境ネットワーク」という。）が設立されたことについては、「特定非営利活動法人消防環境ネットワーク設立に伴うハロンバンク推進協議会の業務の移行について」（平成17年12月26日付け消防予第411号、消防危第312号）により通知しているところです。

ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301（以下「ハロン」という。）については、「ハロンバンクの運用等について」（平成6年2月10日付け消防予第32号、消防危第9号）に基づき消防環境ネットワークにより適切に管理されているところです。

今般、消防環境ネットワークにおいては、温室効果ガスの排出抑制を図ることとする「気候変動に関する国際連合枠組み条約の京都議定書」が平成17年2月に発効されたことを契機として、地球温暖化防止対策として二酸化炭素、HFCの地球温暖化ガスの排出抑制に取り組むとともに、資源の有効活用のため貯蔵容器等の再利用を進めていくこととされました。

このためには、ハロンを除くその他のガス系消火剤（以下「ガス系消火剤」という。）を使用する消火設備又は消火装置（以下「消火設備等」という。）の設置状況の把握が必要であることから、ガス系消火剤のデータベースの構築に係る業務が、

別添「データ登録ガイドブック」により行われることとなりました。

今後、各方面において、環境保全に関する具体的な対応が図られることとなる状況から、精度の高いデータベースを構築する必要があります。

そのためには、消防機関の協力が不可欠であることから、貴職におかれましては、下記により対応していただきますとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、その旨を周知するようお願いいたします。

なお、本通知の実施に伴い、「二酸化炭素消火設備等に係る調査について」（平成10年4月13日付け消防予第61号、消防危第47号）は廃止します。

記

1 消防機関の対応

平成18年4月1日以降は、次に掲げる事項に留意されたい。

(1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に関する事項

ア 法第17条の14の規定に基づく工事着工の届出の際に、別添「データ登録ガイドブック」を活用し、ガス系消火剤をデータベースに登録する必要があることを届出者である消防設備士に対して周知されたいこと。

イ 消火設備等に使用するガス系消火剤をデータベースに登録した場合、その旨を証明するラベル（以下「登録済みラベル」という。）を当該消火設備等の制御盤又は火災表示盤の表面の見やすい位置に貼付することとされているので、「消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3第1項の規定に基づく工事完了の届出の際に、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年消防庁告示第4号）に定める消防用設備等試験結果報告書別記様式第6「不活性ガス消火設備試験結果報告書」及び別記様式第7「ハロゲン化物消火設備試験結果報告書」の備考欄に、当該消火設備等の制御盤又は火災表示盤に「登録済みラベル」を貼付する旨が記載されていることを確認するとともに、記載されていない場合にあっては届出者に対してその旨を記載するよう指導されたいこと。

ウ 法第17条の3の2に基づく検査を行う際に、制御装置又は火災表示盤の表面の見やすい位置に「登録済みラベル」が貼付されていることを確認されたいこと。

(2) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）における消火設備の設置に関する事項

ア 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可に係る申請及び法第17条の14の規定に基づく工事着工の届出の際に、別添「データ登録ガイドブック」を活用しガス系消火剤をデータベースに登録する必要がある

ることを申請者に周知されたいこと。

イ 法第 11 条第 5 項の規定の基づく完成検査を行う際に、制御装置又は火災表示盤の表面の見やすい位置に「登録済みラベル」が貼付されていることを確認するとともに、法第 11 条第 1 項の規定に基づく設置又変更の許可に係る申請の際に添付する、消火設備に関する書類に「登録済みラベル」が当該消火設備等の制御盤又は火災表示盤の表面の見やすい位置に貼付されていることを記載するよう指導されたいこと。

(3) データベースの信頼性を高めるために、ガス系消火剤の登録が積極的に行なわれるよう周知又は指導されたいが、データベースの登録は、任意によるものであるため、登録されず、また「登録済みラベル」が貼付されていないものについて、届出書類の受理及び検査の実施を妨げるものではないことを留意されたいこと。

2 指導対象等

(1) ガス系消火剤を使用する消火器又は危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 5 に掲げる第 4 種及び第 5 種の消火設備のうちガス系消火剤を使用するもの（以下「消火器」という。）については、当該製造事業者等により総量が一括して登録されるので、1 に示す確認又は指導を要しないものであること。

(2) 既に設置されているもの（消火器を除く。）及び現に設置又は変更のための工事が行われているものについては、当該消火設備等の製造事業者により一括して登録されるため、1 (1) 及び (2) に示す確認又は指導を要しないものであること。

(3) 火災等によるガス系消火剤の放出に対する補充については、登録を要しないものであること。

(4) 消火設備等を構成する起動用ガス、加圧用ガス又はクリーニング用ガス等消火剤以外のガスについては登録を要しないものであること。

(5) ハロンの供給及び回収については、前出通知「ハロンバンクの運用等について」によるものとし、本件の対象外であることに留意されたいこと。

総務省消防庁 予防課

担当:設備係 伊藤・高垣

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-Mail : takagaki-t@fdma.go.jp

別 添

消火設備等に使用されるガス系消火剤

データ登録ガイドブック

地球環境に寄与するデータ登録システム

特定非営利活動法人
消防環境ネットワーク

消防環境ネットワークの紹介

消防環境ネットワークは、その前身であるハロンバンク推進協議会の業務を引き継ぎ、さらに新しい業務を取り入れた特定非営利活動法人です。

ハロンバンク推進協議会は、オゾン層保護を推進するため平成5年7月に消火設備等に使用されているハロン1211、ハロン2402及びハロン1301（以下「ハロン」という。）消火剤を適正に管理する団体として消防庁、環境省及び全国消防長会の指導のもとに関係業界及びハロンユーザを中心に設立されたものです。

消防環境ネットワークは、オゾン層保護に加えて地球温暖化の抑制対策が必要となってきたことや、資源の有効活用等循環社会に貢献する必要性が生じたことを踏まえ、消火設備に使用されるハロンを含めた全てのガス系消火剤のデータベースを作成し、管理する団体として平成17年11月に設立された特定非営利活動法人です。

業 務

消防環境ネットワークの主たる業務は、消火設備等に使用されるガス系消火剤のデータベースを作成し管理することにより消火剤のみだりな放出を抑制するとともに再利用可能なものの再生・再利用を推進し、環境保全に寄与することを目的としています。

ガス系消火剤のうち、ハロンはハロンバンク推進協議会で実施していた管理方式を継続いたしますが、その他のガス系消火剤については新たな登録方式で管理することといたしますので関係者の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

注：ハロンの管理については、ハロンバンク推進協議会で管理していた「設置ガス・補充ガス供給申請書」、「データベース報告書」等による従来の方で管理いたします。

ハロン以外のガス系消火剤の登録管理は、平成18年4月1日以降に工事整備対象設備等着工届出書又は許可申請書を提出される消火設備等から適用させていただきます。

なお、登録管理の対象となる消火設備等は、消火剤貯蔵容器から噴射ヘッドまで配管等により接続されたものを消火設備、噴射ヘッドまでの配管が短いものを消火装置として区分いたします。また、消火器は、本登録管理対象から除外し別途管理する予定です。

ガス系消火剤の登録

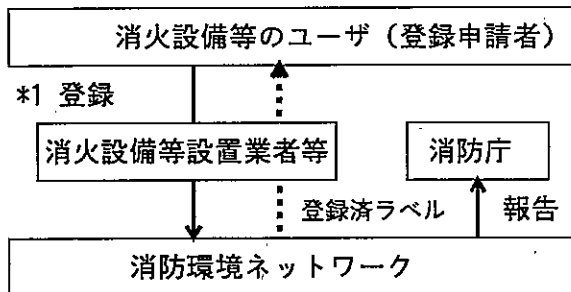
ガス系消火設備の消火剤の地球環境に及ぼす影響については、様々な観点から議論が行われているところですが、温室効果ガスの排出抑制を図ることとされる「気候変動に関する国際連合の枠組み条約の京都議定書」が平成17年2月に発効されたことを踏まえ、消防環境ネットワークは二酸化炭素、窒素、IG-55、IG-541、HFC-23、HFC-227ea及びその他のガス系消火剤（以下「ガス系消火剤」という。）のデータベースを構築し、ガス系消火剤のみだりな大気への放出抑制等に寄与したいと考えています。

このデータベース構築のため、ガス系消火剤の登録の受付を行います。登録データは、消防庁、環境省、消防機関等の指導のもとに、消防環境ネットワークにおいて消火設備等の適切な維持管理及び地球環境保全に資する業務のみに使用いたします。

登録制度のフロー

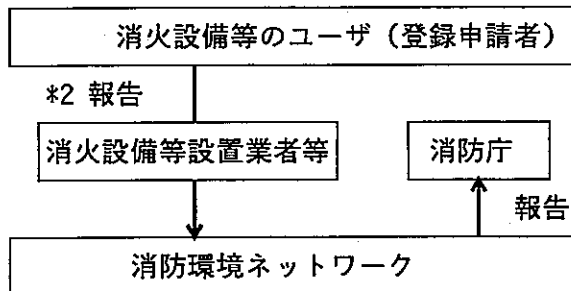
ガス系消火剤の登録制度等には、新規消火設備等の設置時の登録と消火設備等の設置後のデータの変更又は回収（撤去）時の報告の二制度があります。

(1) 消火設備等の設置時の登録（着工届出時又は許可申請時）



*1
様式4-1
ガス系消火剤を使用する消火設備等
「データベース報告書」
（新規）による。

(2) 消火設備等の設置後の変更・回収（撤去）時の報告



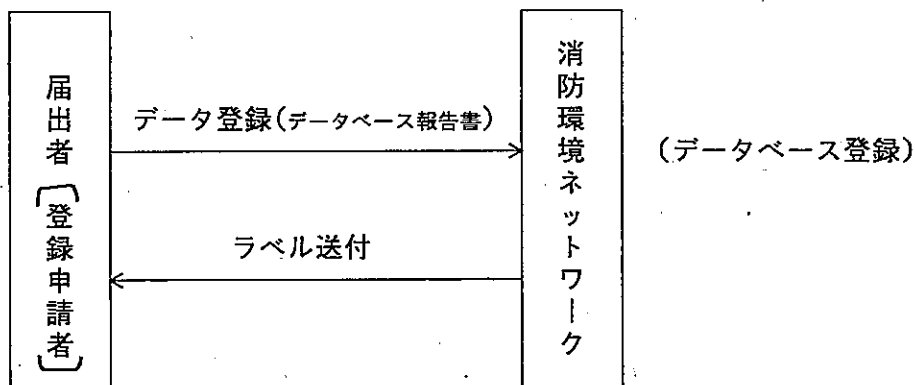
*2
様式4-1
ガス系消火剤を使用する消火設備等
「データベース報告書」
（変更・回収）のいずれかによる。

データ登録済消火設備等への登録済ラベルの貼付

物件の登録申請と登録済みラベル

▽ 登録済ラベルの入手

様式4-1「ガス系消火剤を使用する消火設備等のデータベース報告書（新規）」にて消防環境ネットワークに登録申請されると消防環境ネットワークは登録済みの証として、届出者（登録申請者）に速やかに登録済みラベル（以下「ラベル」という。）を郵送にて送付いたします。



データ登録とラベル送付

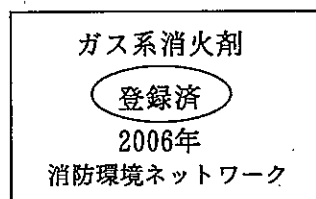
▽ データベース維持管理費のご負担

届出者（登録申請者）は登録消火剤量に応じた金額のご負担をお願いします。

ラベルの消火設備等への貼付

届出者（登録申請者）はラベルを当該登録物件の制御装置等（主受信機、主制御盤等）の表面の見やすい場所に1枚貼付していただくようお願いいたします。

▽ ラベルの書式



生地 : 黄色
文字 : 黒
楕円 : 黒
注記 : 2006年(登録年)
サイズ : 40mm×25mm

ガス系消火剤を使用する消火設備等

データベース報告書

(新規・変更・回収) (該当項を丸印で囲む)

(ハロン1211、ハロン2402及びハロン1301を除く)

年 月 日

届出者(会社名)
住 所
電 話
氏 名 (ご担当者名) 印

1 団体CODE (記入不要) _____ 団体名 (記入不要) _____

2 防火対象物又は危険物施設の所在地等

〒

住 所 (都道府県名より記入)

名 称

使用用途 (最大防護区画の使用用途記入)

- 3 設置根拠等 _____ (1 : 義務 2 : 自主)
- 4 消火設備等の種別 _____ (1 : 消火設備(※1) 2 : 消火装置)
- 5 消火剤の種類 _____ (1 : 二酸化炭素 2 : 窒素 3 : IG-55 4 : IG-541
5 : HFC-23 6 : HFC-227ea 10 : その他 () (※2))
- 6 消火剤の貯蔵量 容器数 _____ 本 総消火剤量 _____ kg・m³ (※3)
- 7 消火設備等の設置年 _____ (西暦) _____ 年
- 8 設置業者名(会社名) _____
- 9 製造業者名(会社名) _____ (※4)
- 10 回収・変更年月日 _____ (西暦) 年 月 日 (※5)

注記：本データは、消防庁、消防機関及び特定非営利活動法人消防環境ネットワークにおいて
消火設備等の適切な維持管理及び地球環境保全に資する業務のみに使用するものです。

----- 以下記入不要(消防環境ネットワーク管理用) -----

管理番号

登録年月日 確認年月日 ラベル配布年月日

備考

- ※1 消火設備等は、各消火剤別1設備ごとに報告書を作成する。
- ※2 消防法令に規定されているもの以外のガス系消火剤又はそれに準ずるものを設置した場合に記入する。
- ※3 kg又はm³を単位として、小数点以下は切り上げとする。
- ※4 消火剤貯蔵容器の容器弁を製造した業者とする。
- ※5 回収・変更の場合のみ記入すること。

消防環境ネットワークは、
 ハロンバンクシステムと
 ガス系消火剤登録システム
 の活動により環境保全に努めています。

消防環境ネットワーク設立の経緯

○	平成	5年	3月	ハロンバンク推進協議会設立準備委員会設置
○○	平成	5年	5月	ハロンバンク推進協議会設立準備会発足
○○	平成	5年	7月	ハロンバンク推進協議会設立総会
○○	平成	6年	3月	ハロンバンク推進協議会業務開始
○○	平成	8年	10月	米国EPAオゾン保護賞受賞
○○	平成	12年	9月	オゾン層保護大賞環境庁長官賞受賞
○○	平成	17年	5月	特定非営利活動法人設立総会
○○	平成	17年	10月	特定非営利活動法人消防環境ネットワーク認証(内閣府)
○○	平成	17年	11月	特定非営利活動法人消防環境ネットワーク設立登記
○	平成	18年	1月	特定非営利活動法人消防環境ネットワーク業務開始 (ハロンバンク推進協議会の業務継承)

お問い合わせ先

ガス系消火剤の登録申請等に関しては、下記消防環境ネットワーク事務局まで。
 ハロンの取扱いに関しては、消防環境ネットワーク事務局、若しくは会員であるハロン
 機器の設置業者、製造業者、保守点検業者までお願いします。

○ 特定非営利活動法人消防環境ネットワーク(事務局)

住所 〒105-0003 東京都港区西新橋2-18-2 NKKビル

TEL.03-5404-2180

FAX.03-5404-7372

E-mail hrbsc@sirius.ocn.ne.jp <http://www.sknetwork.or.jp/>

○ 消防環境ネットワーク(事務局)以外のお問い合わせ先